

千葉市子ども読書活動推進計画 (第4次)



加曾利貝塚 PR 大使
かそりーぬ

令和3年3月

千葉市/千葉市教育委員会

も く じ

はじめに	・・・	1
第Ⅰ章 第3次計画における状況の検証		
1 主な取組	・・・	2
2 成果（目標とする数値に対する状況）	・・・	2
3 課題	・・・	7
4 子どもの読書環境を取り巻く情勢の変化	・・・	8
第Ⅱ章 第4次計画策定の基本方針		
1 基本的な考え方	・・・	9
2 基本方針	・・・	9
3 計画の期間と対象	・・・	10
4 推進体制等	・・・	10
目標とする数値	・・・	11
第Ⅲ章 計画推進のための取組		
1 家庭の役割と取組	・・・	12
2 地域の役割と取組	・・・	13
3 学校等の役割と取組	・・・	21
4 家庭・地域・学校等との連携	・・・	26
5 子どもの読書活動に関する理解と普及	・・・	29
6 推進体制の整備	・・・	32
巻末資料	・・・	33

はじめに

「子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ)の読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付ける上で欠くことのできないものであることに鑑み、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境整備が推進されなければならない。」(平成13年12月制定「子どもの読書活動の推進に関する法律」第二条)

この基本理念にのっとり、政府は子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画を策定すること、地方公共団体は、国の計画を基本とするとともに、当該地域の子どもの読書活動の推進の状況を踏まえた、市町村子ども読書活動推進計画を策定するよう努めなければならないとされています。(第八条・第九条二項)

国は、平成26年から29年度にかけ、学校図書館法の改正、学習指導要領の改訂等、子どもの読書活動に関連する法制上の整備を行い、平成30年4月、第四次基本計画(「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」)を新たに策定しました。

本市では、平成16年3月に、第1次「千葉市子ども読書活動推進計画」、その後概ね5年ごとに第2次、第3次計画を策定し、1か月間に読んだ本が0冊の児童生徒の割合(不読率)が目標を達成する一方、読書習慣の形成や、情報通信手段の普及・多様化等の子どもの読書活動を取り巻く環境の変化への対応は課題です。

近年、生産人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新により、社会構造や雇用環境は大きく、また急速に変化し、予測が困難な時代になりました。世界的な新型コロナウイルス感染症の流行による影響も、その変化のスピードに拍車をかけています。あらゆる分野の多様な情報に触れることが容易になる一方で、視覚的な情報と言葉の結びつきが希薄になり、知覚した情報を吟味したり、文章の構造や内容を的確に捉えたりしながら読み解くことが少なくなっているのではないかとの指摘もあります。

子どもたちには、様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していくことや様々な情報を見極め新たな価値につなげていくこと、複雑な状況変化の中で、目的を再構築できることが求められています。そのような中、精査した情報を基に自分の考えを形成し表現するなどの「新しい時代に必要となる資質・能力」を育むことに資する点からも、読書活動の重要性は高く、その環境を整えることは、未来を生きる子どもたちへの大人たち(家庭・地域・学校・行政)の大きな責務であると考えます。

令和3年1月1日、千葉市は、市制100周年を迎えました。「百の歴史を千の未来へ」

この大きな節目に当たり、千葉市の子どもの健やかな成長に資することを目的として、第4次千葉市子ども読書活動推進計画を策定し、家庭、地域、学校等の連携・協力を重視した施策を総合的かつ計画的に推進してまいります。

第I章 第3次計画における状況の検証

平成28年に策定した第3次子ども読書活動推進計画では、140（再掲除く105）の事業を展開し、その進捗状況を図るため、4つの目標とする数値を定め計画を推進しました。

このうち、「1か月間に読んだ本が0冊の児童生徒の割合（不読率）」については、目標を達成していますが、その他の指標については、現状値が目標値に達していない状況となっています。

1 主な取組

- (1) 読書手帳の配布
- (2) ブックスタート事業の実施
- (3) みずほハスの花図書館の整備
- (4) ファミリー読書月間の制定
- (5) 小中学校での全校一斉読書活動等の推進
- (6) 子育て応援コーナーの設置

2 成果（目標とする数値に対する状況）

① 1か月間に読んだ本が0冊の児童生徒の割合（不読率）

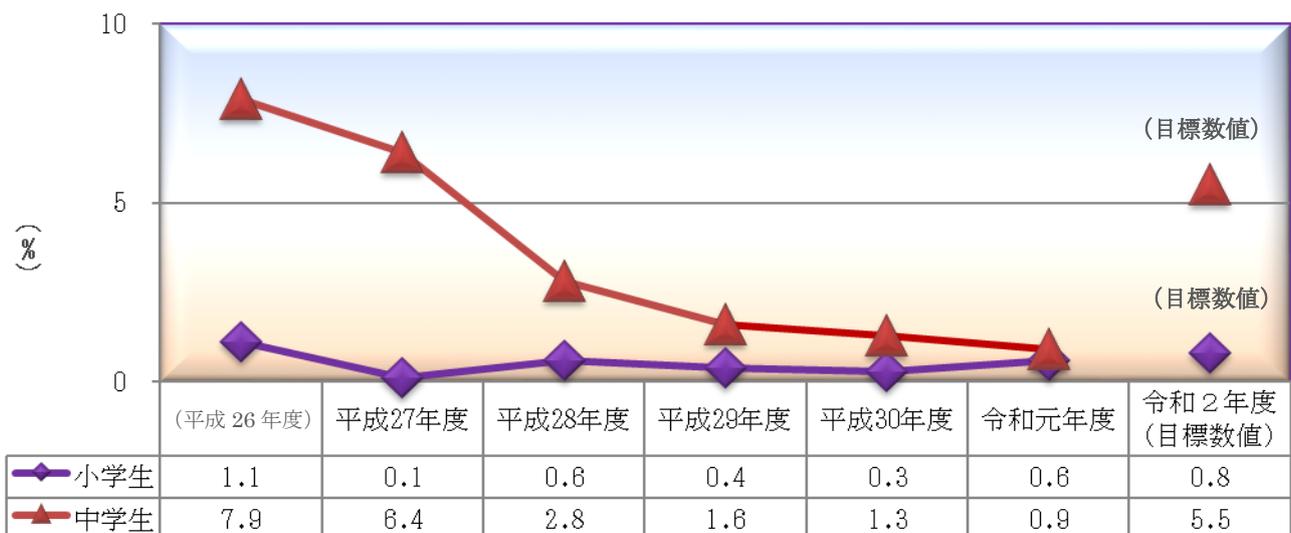


図1 1か月間に読んだ本が0冊の児童生徒の割合（不読率）

出典）千葉市児童生徒の読書量調査

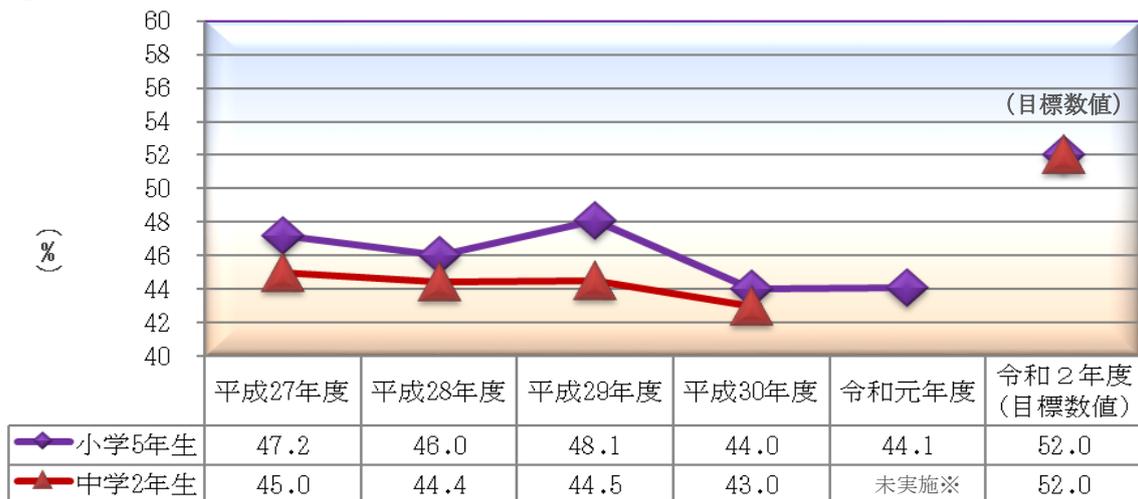
表1 1か月間に読んだ本が0冊の児童生徒の割合(不読率) - 全国 -

出典)公益社団法人全国学校図書館協議会・株式会社毎日新聞社『学校読書調査』 (%)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
小学生	3.8	4.8	4.0	5.6	8.1	6.8
中学生	15.0	13.4	15.4	15.0	15.3	12.5

1か月間に読んだ本が0冊の児童生徒の割合(不読率)は、読書に親しむ児童生徒の割合が増えると、数値が減少します。本市の小学生・中学生共に全国平均と比べて大変低く、目標の数値を達成しています。これは、多くの小学校・中学校で一斉読書を実施したり、中学校を中心に朝読書を実施したりするなど、学校での取組の成果が表れています。

② 1週間に1時間以上読書をした児童生徒の割合



※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止による休校措置のため未実施。

図2 1週間に1時間以上読書をした児童生徒の割合
出典) 千葉市学力状況調査

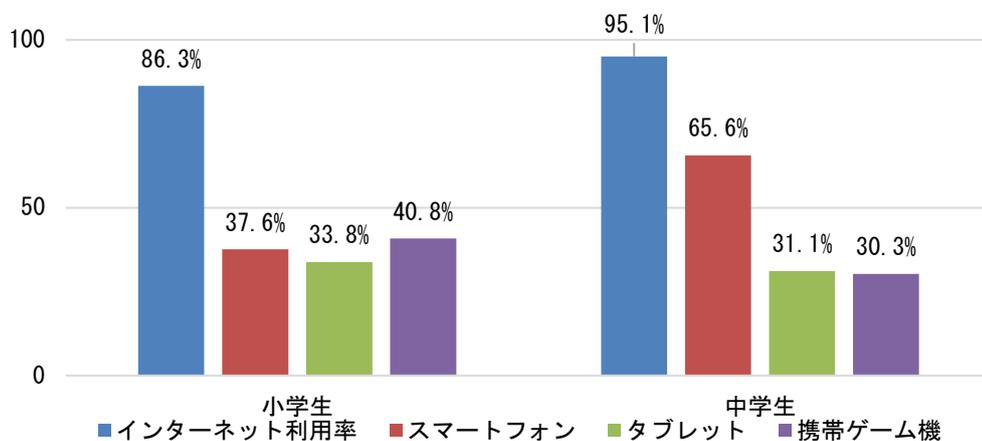


図3 インターネット利用率
出典) 内閣府『令和元年度青少年のインターネット利用環境実態調査』

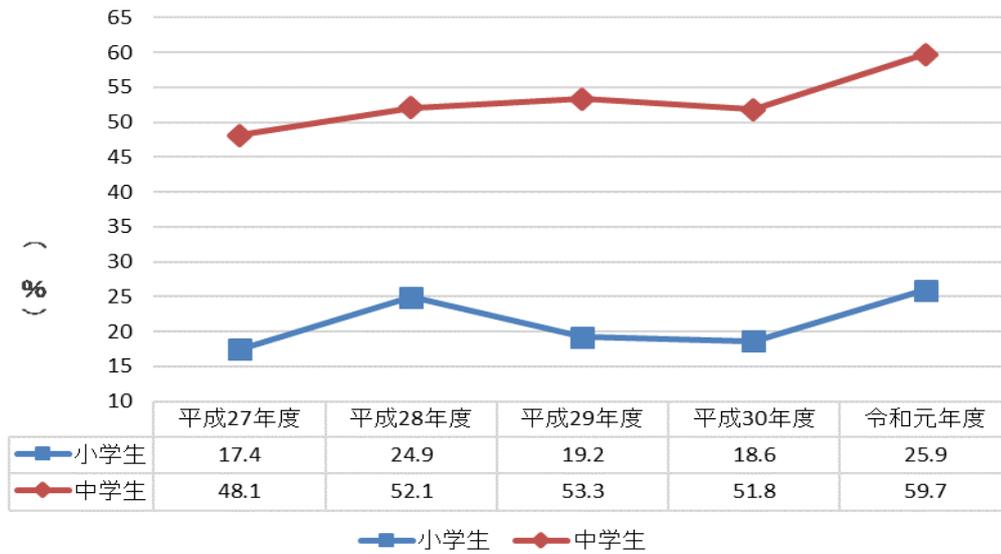


図4 児童生徒のスマートフォンの利用時間（平日1日あたり2時間以上）
出典）内閣府『青少年のインターネット利用環境実態調査』

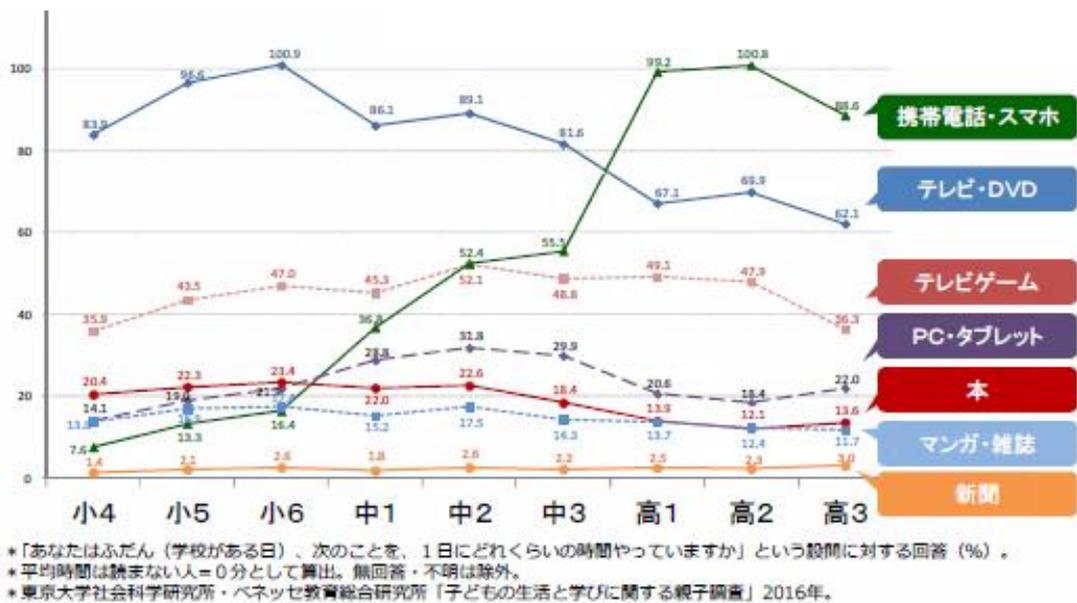


図5 各メディアの利用時間（学年別）
出典）東京大学社会科学研究所・ベネッセ教育総合研究所『子どもたちの読書活動の実態に関して』

1週間に1時間以上読書をした児童生徒の割合について、小学5年生は、平成29年度は顕著な増加が見られますが、いずれの学年においても減少傾向が見られます。（P35（3）参照）

小学校と中学校で比較すると、年齢（学年）が上がるにつれて読書をしなく

なる傾向が見られますが、これは勉強やスマートフォンの普及・インターネット利用の増加による影響等により、家庭での読書の時間を十分確保できていない可能性が考えられます。

③ 児童用図書の貸出冊数

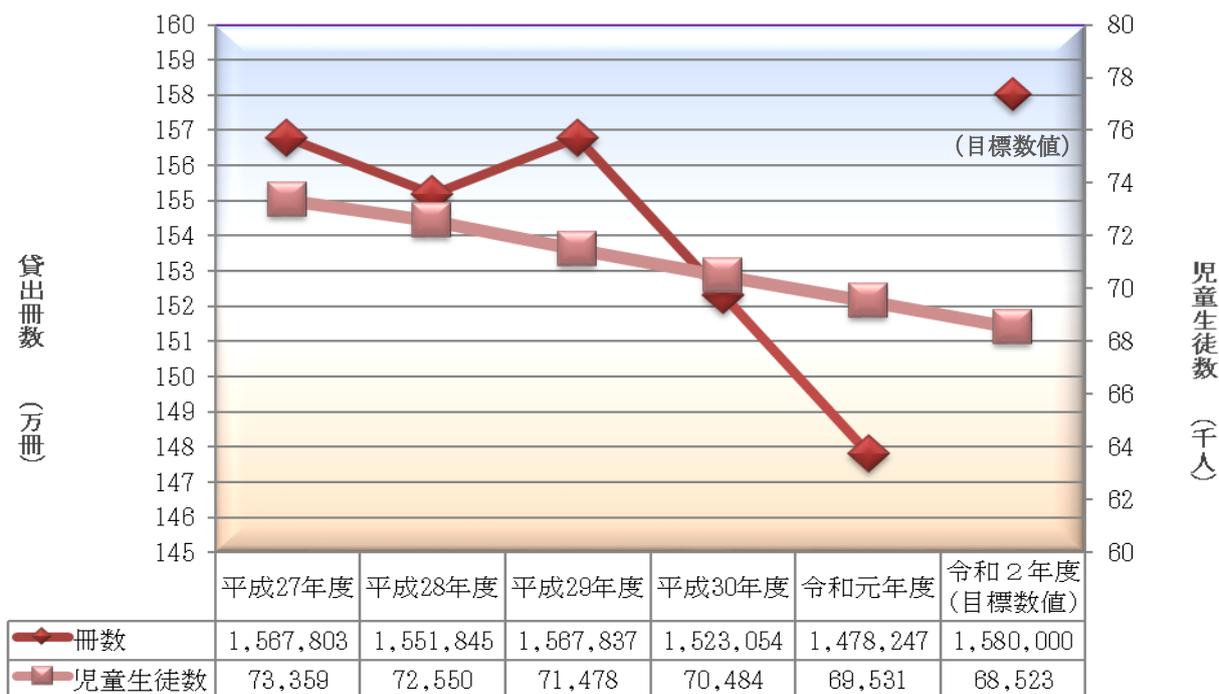


図6 児童用図書の貸出冊数の推移
出典) 千葉市の図書館

表2 児童生徒(小・中学生)一人当たりの児童用図書の貸出冊数 - 千葉市 - (冊)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
冊数	21.37	21.39	21.93	21.61	21.26

表3 児童(小学生)一人当たりの児童用図書の貸出冊数 - 千葉市 - (冊)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
冊数	31.87	31.92	32.76	32.07	31.58

※都道府県別全国平均(平成26年度) : 28.4冊
(平成27年度社会教育統計、平成26年度学校基本調査(文部科学省))

※全国平均の算出方法 = $\frac{\text{児童用図書の貸出冊数の総数}}{\text{小学校の児童数}}$

児童用図書の貸出冊数については、児童数の減少に伴い減少していますが、児童生徒(小・中学生)一人当たりへの児童用図書の貸出冊数で見ると、ほぼ横ばいです。

また、児童（小学生）一人当たりへの児童用図書の貸出冊数で見ると、全国平均を上回っています。令和元年度については新型コロナウイルス感染症の感染防止のための休館等による影響も考えられます。

④ 団体貸出用資料の貸出冊数

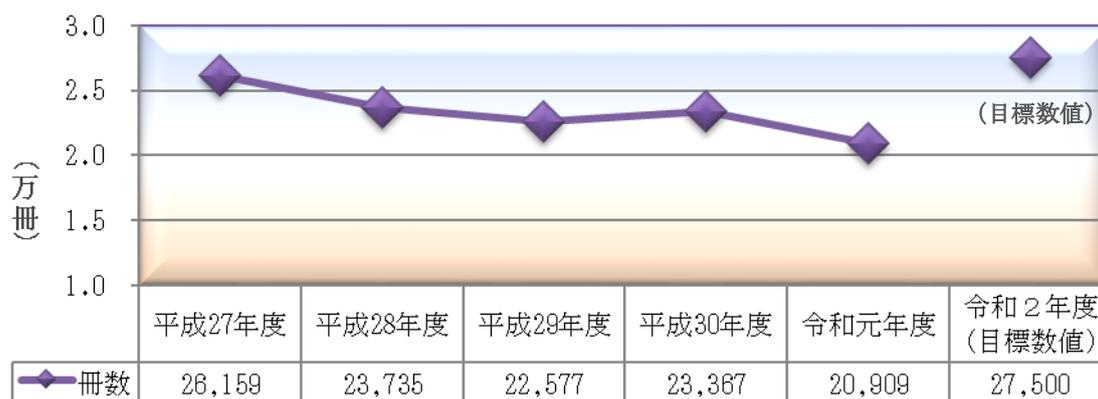


図7 団体貸出用資料の貸出冊数の推移
出典) 千葉市の図書館

団体貸出用資料の貸出冊数は、ほぼ横ばいです。小学校では約60%、中学校では約35%の活用がありましたが、「仕事」や「昆虫」等の貸出セットの必要な時期が多くの学校で重なることや、情報が古くなった図書等の更新が十分に対応できていないなどの課題が見られます。

また、文庫や子どもルーム等による利用は、同様に横ばい傾向となっています。

3 課題

1 か月間に読んだ本が0冊の児童生徒の割合（不読率）が小学校・中学校共に第3次計画初年度（平成28年度）から目標値を上回るなど、一定の成果が認められますが、引き続き以下の課題に対応する必要があります。

（1）中学生までの読書習慣の形成が不十分

文部科学省の調査では、高校生の不読率は依然として高い状況にあります。千葉市内の小中学校の不読率は良い数値を示しているものの、年齢（学年）が上がるにつれて読書をしなくなる傾向が見られるため、中学生までの読書習慣の形成を効果的に図る必要があります。子どもが発達段階に応じて読書習慣を身に付けることができるよう、乳幼児期からの読書活動が重要であることを踏まえつつ、一人一人の発達段階ごとの特徴を考慮した効果的な取組を実施することが重要です。

また、学校種間の接続期において生活の変化等により子どもが読書から遠ざかる傾向にあることに留意し、学校種間の連携による切れ目のない取組が行われることが重要です。

（2）読書への関心を高めるきっかけが必要

勉強する時間やインターネットを利用する時間の増加により、子どもが多忙の中でも読書への関心を高めるきっかけを作り出すためには、友人同士や同世代で本を薦め合うような取組など、読書へと動機付けるアプローチを充実させる必要があります。

（3）図書館、学校、地域の団体等の円滑な連携

子どもの読書活動を推進するためには、関係機関の連携が欠かせません。より一層、各関係機関の連携を深め、効果的かつ効率的な事業展開を図るとともに、子どもの読書活動の推進に向けた啓発に取り組む必要があります。

4 子どもの読書環境を取り巻く情勢の変化

(1) 学校図書館法の改正等

平成26年6月に「学校図書館法」が改正され、学校司書の法制化がなされ、各学校へ学校司書の配置が推進されました。平成28年11月には学校図書館の整備・充実化、学校司書に求められる知識・技能を整理したカリキュラムとして「学校図書ガイドライン」、「学校司書モデルカリキュラム」が提示されました。また、平成29年4月に、学校図書館における計画的な図書の更新、学校図書館への新聞配備、学校司書の配置拡充について盛り込んだ「学校図書館図書整備等5か年計画」が策定されました。

(2) 学習指導要領等の改訂

平成29年3月に「幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、小学校及び中学校学習指導要領」、「保育所保育指針」が公示され、平成30年3月には「高等学校学習指導要領」が公示されました。小学校、中学校及び高等学校の新学習指導要領の総則においては、学校図書館の活用を図り、児童生徒の主体的、対話的で深い学びの実現に向けた、授業改善に生かすこととともに、児童生徒の自主的、自発的な読書活動を充実すること。また、地域の図書館等の活用を図り、資料を活用した情報収集や鑑賞等の学習活動を充実することが規定されました。

(3) 情報通信手段の普及・多様化

児童生徒のスマートフォンの利用率は年々増加しており、通信ゲームやパソコン、タブレット端末が子どもにとって身近な存在になっています。また、SNS等情報通信手段（コミュニケーションツール）の多様化も近年の特徴として見られます。

(4) 読書バリアフリーの促進

令和元年6月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が施行され、視覚障害、発達障害、肢体不自由など障害のある人を含め全ての人を読書しやすい環境整備、点字図書、音声読み上げに対応した電子書籍の普及について提示されました。

第Ⅱ章 第4次計画策定の基本方針

1 基本的な考え方

国及び千葉県の第四次計画、本市における「第2次学校教育推進計画」、「第5次生涯学習推進計画」及び「千葉市図書館ビジョン2040」（令和2年3月策定）との整合を図るとともに、第3次計画期間中における取組の成果と課題の検証、子どもの読書環境を取り巻く情勢の変化を踏まえ、子どもが自主的に読書をする習慣を身に付けることができるよう、次の2つの基本方針を定め、134（再掲除く99）事業により、子どもの読書活動の推進に取り組みます。

2 基本方針

方針1 発達段階ごとの効果的な取組を推進し、読書への関心を高め、読書習慣を形成する

子どもは、読書（文学作品に加え、自然科学、社会科学関係の書籍や新聞、図鑑等の資料を読むこと。電子書籍等の情報通信技術を活用した読書を含む。）を通じて、読解力や想像力、思考力、表現力等を養うとともに、多くの基礎知識を得たり、多様な文化を理解したりできるようになります。生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を身に付けるために、乳幼児期からの読書活動が重要であることを踏まえつつ、発達段階ごとの特徴を考慮した効果的な取組を実施します。

また、子どもが、主体的に読書に取り組むきっかけ作りを推進し、読書への関心が高まるよう努めます。

方針2 読書環境の整備と連携体制の構築

子どもは、読書を通じて自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、さらなる知的探求心や真理を求める態度を培っています。

子どもが自主的な読書活動ができるよう、施設・設備、人的環境の整備に努めます。また、関係者同士の連携・協力を深め、ボランティア等

の協力を得ながら、その特性を生かした事業を推進することにより、子どもが読書に親しむことができる機会の充実に努めます。

3 計画の期間と対象

(1) 計画の期間

令和3年度からおおむね5年間とします。

(必要に応じて計画の見直しを行います。)

(2) 計画の対象

本計画でいう「子ども」とは、おおむね18歳以下をいいます。

4 推進体制等

本計画を実効性のあるものとするため、関係機関や施設の密接な連携を図るとともに、地域の民間団体等との連携をさらに深め、取組の効果的な推進を図ります。

(1) 継続的な読書活動推進のための体制整備

第1次計画で進捗状況を確認し、必要な修正を加えながら総合的・継続的に推進する組織として庁内に設置した「子ども読書活動推進会議」により、引き続き円滑な計画の推進を図ります。

(2) 関係機関・団体等の連携・交流

子どもの読書活動推進に関わる関係機関・団体等が連携し、それぞれの特性を生かしながら協力し、共に充実した活動ができるよう情報や人材の交流、図書館資料等の有効活用に努めます。

(3) 財政上の措置

本計画に掲げられた各種施策・事業を推進するため、市をはじめ関係機関等は、その役割に応じ必要な財政上の措置を講じるよう努めます。

目 標 と す る 数 値

本計画に定めた取組により、子どもの読書活動が推進されていることを把握するため、次のとおり基本方針ごとに4つの目標とする数値を定めます。

ただし、国の第四次基本計画に示されているように、数値目標は取組の目安として掲げています。

基本方針1 発達段階ごとの効果的な取組を推進し、読書への関心を高め、読書習慣を形成する

指 標		現状値 令和元年度	目標値 令和7年度	主な取組
① 1か月間に読んだ本が0冊の児童生徒の割合	小	0.6%	0.5%	・ 全校一斉読書活動等の推進 ・ 家庭・地域・学校における多様な読書活動への取組の推進
	中	0.9%	0.7%	
② 1週間に1時間以上読書をした児童生徒の割合 (教科書・問題集・漫画・雑誌を除く)	小5	44.1%	52.0%	・ 家庭・学校における読書活動の充実推進 ・ 広報紙等を通しての啓発・情報発信
	中2	43.0%(※)	52.0%	
③ 児童一人当たりの児童用図書の貸出冊数		31.58冊	33冊	・ 読書手帳の配布 ・ 市内小学校の新1年生を対象とした千葉市図書館利用登録の促進【新規】

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止による休校措置のため令和元年度は未実施であることから、直近の平成30年度の数値を引用

基本方針2 読書環境の整備と連携体制の構築

指 標	現状値 令和元年度	目標値 令和7年度	主な取組
④ 団体貸出の利用団体数	119 団体	128 団体	・ 団体貸出用図書の充実 ・ レファレンス機能の充実を図るため、各学校に既にある団体貸出用とは別に、学校レファレンス用の利用カードを配布【新規】

出典) ①千葉市児童生徒の読書量調査 ②千葉市学力状況調査 ③④千葉市の図書館

第三章 計画推進のための取組

1 家庭の役割と取組

子どもの読書習慣は日常の生活を通して形成されます。そのため、読書が生活の中に位置づけられ、継続して行われるよう、子どもにとって最も身近な存在である保護者が配慮・率先して、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たしていくことが求められています。

具体的には、家庭で、読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読んだり、地域の図書館に出向いたりするなど、工夫して子どもが読書に親しむきっかけを作ることが重要です。

また、定期的に読書の時間を設けるなど、家族で読書の習慣づけを図ったり、読書を通じて家族で感じたことや考えたことを話し合ったりするなど、読書に対する興味や関心を引き出すように子どもに働きかけることが望まれます。

こうした、家庭における読書活動を促すため、4つの事業に取り組んでいきます。

【4事業】

施策・事業項目	施策・事業の内容	所管課
読書手帳の配布	1 子どもが読書に親しむきっかけを作るとともに、親子のふれあいや家庭での読書の習慣付けを図るため、「読書手帳」を年長及び小学生に配布する。	中央図書館 教育指導課
子ども読書講座の実施	2 子どもと保護者等を対象に、子ども向けの本の紹介や子どもに読書の楽しさを伝えられるような講座の実施を通じ、本に関する情報提供や、家庭への読書啓発を行う。	中央図書館

<p>ブックスタート事業の実施</p>	<p>3 絵本を通じて親子のきずなを深めるため、4か月児健康診査時にボランティアによる読み聞かせを行う。</p>	<p>健康支援課 保健福祉センター健康課</p>
<p>ファミリーブックタイム運動の推進</p>	<p>4 保護者が子どもに読み聞かせをしたり、家族で読書に親しんだりする時間をつくるよう呼びかける運動(ファミリーブックタイム運動)を推進するため、新就学児及び4か月児健診用のファミリーブックタイム事例集を配布する。また、これから保護者になる男性を対象に、妊娠・出産・子育てに関する基礎知識や、男性のための子育て情報等を掲載している「イクメンハンドブック(冊子)」に、ファミリーブックタイム運動について記載し、配布する。</p>	<p>中央図書館 地区図書館 健康支援課 保健福祉センター健康課 幼保支援課 教育指導課</p>

2 地域の役割と取組

子どもたちは、成長に伴って家庭から地域へと活動範囲を広げます。地域には図書館をはじめ、公民館、子育て施設など、子どもたちを育てる様々な施設があります。そのような地域に密着した施設は、多くの本に親しみ、人とのコミュニケーションを深める場として期待されます。

本市では、市民による地域・家庭文庫での読み聞かせなど、子どもたちが読書の楽しみを知るための取組が実践されています。

こうした、地域の施設や団体がその特性を生かし、子どもの読書環境の充実に努めるとともに、社会教育施設である図書館が中心となり、互いに連携、協力することで、社会全体で、子どもの主体的な読書活動を支援していくことが重要です。

(1) 図書館の役割

子どもにとって図書館は豊富な資料を備え、読みたい本を自由に選択し、読書の楽しみを知ることができる場所です。また、保護者にとっても子どもに読ませたい本を選択したり、子どもの読書について司書等に相談したりすることができる場所です。

そのため、図書館では、子どもや保護者を対象にした読み聞かせ会、お話

(ストーリーテリング)、講座、展示等を実施するほか、子どもの読書活動を推進する団体の支援や多様なボランティア活動等の機会・場所の提供、それらの活動を円滑に行うための研修等も行っており、地域における子どもの読書活動を推進する上で重要な役割を果たしています。

このような取組は引き続き、図書館において充実させていくことが求められます。また、図書館法及び「望ましい」基準等に基づき地域における子どもの読書活動の推進において中心的な役割を果たすため、3つの新規事業を含む49の事業に取り組んでいきます。

【49事業】

施策・事業項目	施策・事業の内容	所管課
【新規】図書館利用登録の促進	5 【新規】蔵書の貸し出しの促進・子どもの読書活動の機会の充実・本を借りることの習慣化を図るため、市内小学校の新1年生を対象に利用登録申請書を配布し、図書館・公民館図書室の利用を促す。	中央図書館 地区図書館 教育指導課 生涯学習振興課
ファミリー読書月間の実施	6 定期的に読書活動に対する興味を喚起することで、親子が本に親しむ習慣をつけるきっかけとし、子どもと保護者の読書活動の推進を図るため、毎年10月及び11月を「ファミリー読書月間」とする。	中央図書館
紙芝居講座の実施	7 おはなしボランティアに紙芝居の研修を実施する。学校や、幼稚園・保育所・認定こども園等の要請に応じて研修を受けたボランティアを派遣する。	中央図書館
見学や職場体験の受入れ	8 子どもたちが図書館の役割や仕事の内容を学ぶことができるよう図書館内の見学や職場体験を受け入れ、資料検索、図書館の利用方法、おはなし会やブックトーク(*)実施等を行う。	中央図書館 地区図書館 (教育指導課)
おはなし会の実施	9 乳幼児と保護者を対象に、子ども向けの本の紹介や子どもに読書の楽しさを伝える「わらべうたと絵本の会」を実施する。	中央図書館 地区図書館
	10 定期的に、乳幼児や小学生を対象とした「定例おはなし会」、親子で楽しめる「親子おはなし会」や、「読書まつりおはなし会」等のイベントを実施する。	中央図書館 地区図書館

※ブックトーク・・・相手に本への興味がわくような工夫を凝らしながら、あるテーマに沿って関連付けて、複数の本を紹介すること。テーマから様々なジャンルの本に触れることができる。

	11 高校生などが語るおはなし会を実施する。	中央図書館 地区図書館
	12 「外国語おはなし会」を実施する。	中央図書館 地区図書館
	13 育児サークルや学校、幼稚園・保育所・認定こども園等に地域おはなしボランティア等が出向き、「出張おはなし会」を実施する。	中央図書館 地区図書館
子ども読書の日等関連行事の実施	14 子ども読書の日を中心に、時節をとらえ推薦図書の展示を実施する。	中央図書館 地区図書館
子ども向けイベントの実施	15 「親子探検ツアー」、「一日図書館員」事業や、地域の施設、団体との連携事業を実施し、図書館への理解や親しみを深める。	中央図書館 地区図書館
	16 児童・青少年を対象に、同世代で本を薦め合うなど、主体的に参加して、楽しみながら読書に親しむ事業(心に残る一冊を紹介する「本だいすき」等)や近隣小中学校の図書委員等と連携した事業を実施する。	中央図書館 地区図書館
読書まつりの実施	17 学校や地域と連携し、市民の読書への関心を高めるため、子どもの読書活動に関する各種イベントを実施する。	中央図書館 地区図書館
子どもの読書活動の推進に資する各種講座の実施	18 子どもと保護者等を対象に、子ども向けの本の紹介や子どもに読書の楽しさを伝えられるような講座の実施を通じ、本に関する情報提供や、家庭への読書啓発を行う。(再掲2)	中央図書館
	19 関心のある市民を対象に、子どもの読書活動に関する講座を実施する。	中央図書館 地区図書館
	20 図書館出張講座(絵本講座や移動図書館の活用等)を実施する。	中央図書館 地区図書館
	21 図書館の資料を使った工作、科学遊びやブックトーク等を行い、絵本や文学以外の資料も紹介する。	中央図書館 地区図書館
子どもへの読書相談やレファレンスの充実	22 子ども一人一人に対応するために、相談に応じる職員の研修を実施するとともに、年齢や目的に合わせたレファレンスのさらなる充実に努め、相談窓口を設置する。	中央図書館 地区図書館

図書館ホームページ「こどものページ」の活用	23 「こどものページ」を活用し、レファレンスの充実や情報の発信に努める。	中央図書館
ファミリーブックタイム運動の推進(再掲)	24 保護者が子どもに読み聞かせをしたり、家族で読書に親しんだりする時間をつくるよう呼びかける運動(ファミリーブックタイム運動)を推進するため、新就学児及び4か月児健診用のファミリーブックタイム事例集を配布する。 また、これから保護者になる男性を対象に、妊娠・出産・子育てに関する基礎知識や、男性のための子育て情報等を掲載している「イクメンハンドブック(冊子)」に、ファミリーブックタイム運動について記載し、配布する。 (再掲4)	中央図書館 地区図書館 (健康支援課) (保健福祉センター健康課) (幼保支援課) (教育指導課)
図書館ネットワークの整備・充実	25 利用者用検索機やインターネットによる予約受付や相互貸借等の図書館ネットワークの充実を図る。	中央図書館
【新規】電子図書館整備	26 【新規】情報のデジタル化などの社会変化を踏まえ、図書資料の予約・貸出・閲覧といった従来型のサービスに加え、電子書籍や有料データベース等のデジタル情報サービスの充実を図るため電子図書館の整備を進める。	中央図書館 地区図書館
YAコーナー(※)の充実	27 YAコーナーを更に充実させるため、青少年向け資料の選書やサービスの充実に努める。	中央図書館 地区図書館
児童・青少年向け図書等の充実・計画的収集	28 乳幼児から発達段階に応じた児童向け図書等の充実に努める。	中央図書館 地区図書館
	29 中・高校生向け資料(図書・CD・雑誌等)の幅広い収集に努める。	中央図書館 地区図書館
	30 調べ学習用資料の充実(選書・更新・除架)に努める。	中央図書館 地区図書館
	31 児童・中高生向け外国語資料の充実に努める。	中央図書館 地区図書館

※YAコーナー…ヤングアダルト(ティーンズ)コーナー

障害のある子どもに配慮した資料の充実と提供	32 点字資料(絵本等)や大活字本を図書館で収集・作成して、利用者へ提供するとともに、健常者に対してもバリアフリー啓発資料として活用する。また、手話・筆談等によるコミュニケーションの確保、図書利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施に努める。	中央図書館 地区図書館
	33 さわる絵本の作成や、視覚障害児向けの録音資料・点字資料、手話や字幕入りの映像資料の収集など「読むこと」が困難な子どものための資料の充実と提供に努める。	中央図書館
	34 身体障害等で来館に支障のある子どもに対する自宅配本サービスを実施できる体制に努める。	地区図書館
地域おはなしボランティア養成講座・研修の実施	35 おはなしボランティアを養成するために、計画的に養成講座を実施し、養成した地域おはなしボランティア等を対象としたスキルアップ研修を行う。	中央図書館 地区図書館
職員研修の充実	36 児童青少年サービスに関する業務研修等を実施する。また、職員が積極的に受講できる環境作りに努める。	中央図書館 地区図書館
保護者や教職員等への相談機能の充実	37 保護者や教職員等からの子どもの読書活動や図書資料、図書館利用に関する相談への対応・レファレンスサービスを充実する。	中央図書館 地区図書館
保護者向け読書相談窓口の設置	38 子ども一人一人の特性や発達段階に応じた図書に関する案内や助言、読書を進めるために、司書による保護者向けの読書相談窓口を設置する。	中央図書館 地区図書館
児童書研究に関する図書の充実	39 児童書を研究し理解を深めるための図書や、子どもの読書活動に関する図書の充実に努める。	中央図書館 地区図書館
各種研修等の支援の充実	40 幼稚園・保育所・認定こども園等の読み聞かせ講座等、子ども読書活動の推進に係る研修への資料提供や講師派遣・紹介等の充実に努める。	中央図書館 地区図書館
	41 文庫団体等の研修支援に努める。	中央図書館 地区図書館
団体貸出用図書の充実	42 学校向け団体貸出資料の充実に努める。	中央図書館

	43 文庫や子どもルーム、幼稚園・保育所・認定こども園等への団体貸出用図書の充実を図る。	中央図書館
団体貸出用図書についての蔵書検索機能の充実	44 団体登録者(学校・文庫等)向けに、図書館ホームページでの団体貸出用資料の検索機能や申し込みの仕方を団体登録者に更に分かりやすく周知するとともに、利用の活性化に努める。	中央図書館
学校図書館への支援	45 図書館の団体貸出の利用促進のため、学校図書館へのリーフレット配布や、団体貸出資料について利用方法の案内や見学会の実施を更に充実させていく。	中央図書館 (教育指導課)
	46 【新規】図書館のセット貸出・団体貸出以外の図書資料を市内小・中・特別支援学校等で活用する仕組みづくりとして、団体貸出用カードとは別に各学校レファレンス用のカードを配布し利用の促進を図る。	中央図書館
市内小学校を対象とする図書館利用の促進	47 図書館職員が市内の小学校を訪問し、図書館の利用案内等を行う。	中央図書館 地区図書館
図書資料等の有効活用	48 図書館の不用図書等を活用して、公民館・コミュニティセンターの図書室や子どもルーム、学校、幼稚園・保育所・認定こども園等の資料の充実を図る。	中央図書館 地区図書館 (市民総務課) (健全育成課) (幼保支援課) (幼保運営課) (生涯学習振興課)
ボランティア等との連携によるおはなし会の実施	49 幼稚園・保育所・認定こども園等におけるボランティア等によるわらべ歌や読み聞かせ、お話(ストーリーテリング)等の支援に努める。	中央図書館 地区図書館 (こども企画課) (幼保支援課) (幼保運営課)
	50 定期的に、乳幼児や小学生を対象とした「定期おはなし会」、親子で楽しめる「親子おはなし会」や、「読書まつりおはなし会」等のイベントを実施する。(再掲10)	中央図書館 地区図書館
	51 高校生などが語るおはなし会を実施する。(再掲11)	中央図書館 地区図書館

	52 「外国語おはなし会」を実施する。(再掲12)	中央図書館 地区図書館
	53 育児サークルや学校、幼稚園・保育所・認定こども園等に地域おはなしボランティア等が出向き、「出張おはなし会」を実施する。(再掲13)	中央図書館 地区図書館

(2) 生涯学習施設・子育て支援施設等の役割

公民館をはじめコミュニティセンター、子どもルーム、放課後子ども教室、育児サークルなどは、子どもが本とふれあい、身近な読書活動を行う場所として機能しています。各施設で実施されている様々な活動は、図書館同様、子どもが読書に親しむ契機となっています。また、地域・家庭文庫などの団体も様々な活動に取り組み、大きな力を発揮しています。

そうした施設や団体等では、子どもの自主的な読書活動を支援し、読書環境を豊かにする役割が引き続き求められていることから、「放課後子ども教室でのおはなし会の実施」など、1つの新規事業を含む18の事業に取り組んでいきます。

【18事業】

施策・事業項目	施策・事業の内容	所管課
放課後子ども教室でのおはなし会の実施	54 放課後子ども教室において、地域おはなしボランティア等によるおはなし会を実施する。	生涯学習振興課 (中央図書館) (地区図書館)
育児サークルでのおはなし会の実施	55 ボランティア等との連携により、希望する育児サークルにおはなし会を実施する。	健康支援課 保健福祉センター健康課 中央図書館 地区図書館
子どもや保護者が集う施設でのおはなし会等の実施	56 コミュニティセンターや土気あすみが丘プラザにおけるボランティア等によるおはなし会等の実施に努める。	市民総務課
	57 男女共同参画センターにおけるおはなし会等の実施に努める。	男女共同参画課

子どもや保護者が集う施設における絵本コーナー等の設置	58 各区健康課における母子保健事業実施の際、絵本コーナーを設置する。	健康支援課 保健福祉センター健康課
子どもや保護者が集う施設における図書の充実	59 子ども交流館における図書の充実に努める。	こども企画課
	60 子どもルーム(放課後児童健全育成事業)の児童向け図書の充実に努める。	健全育成課
	61 地域子育て支援センター、子育て支援館、子育てリラックス館の絵本などの充実に努める。	幼保支援課
	62 コミュニティセンターの幼児室、図書室の図書の充実に努める。	市民総務課
	63 男女共同参画センターの児童向け図書の充実に努める。	男女共同参画課
ブックスタート事業の実施(再掲)	64 絵本を通じて親子のきずなを深めるため、4か月児健康診査時にボランティアによる読み聞かせを行う。(再掲3)	健康支援課 保健福祉センター健康課
子育てふれ愛フェスタの実施	65 「子育てふれ愛フェスタ」の中で「読み聞かせコーナー」を設けて読み聞かせを実施する。	こども企画課
読み聞かせ講座の実施	66 地域で子どもに読み聞かせを行っている方や、これから行おうとしている方を対象に、公民館での読み聞かせ講座の実施に努める。	生涯学習振興課 中央図書館 地区図書館
公民館等の子ども向け講座の充実	67 公民館等におけるおはなし会や民話のつどい、紙芝居など子どもが本に親しむ機会を提供できる主催事業の充実に努める。	生涯学習振興課 中央図書館 地区図書館
【新規】公民館図書室へのWi-Fi環境整備	68 【新規】インターネットによる資料収集等を可能とし、公民館における学習機会の充実等を図るため、図書室を含めた公民館内のWi-Fi環境を整備する。	生涯学習振興課

公民館施設の開放 (自習室の開放)	69 公民館の空いている諸室を自習室として開放し、子どもの居場所・読書スペースの確保に努める。	生涯学習振興課
公民館図書室の資料の充実	70 計画的な資料収集に努める。	生涯学習振興課
公民館図書室職員の研修の充実	71 公民館図書室職員の研修の充実に努める。	生涯学習振興課

3 学校等の役割と取組

(1) 幼稚園・保育所・認定こども園等の役割

乳幼児期に読書の楽しさを知ることができるよう、幼稚園、保育所、認定こども園等には、乳幼児が絵本や物語に親しむ活動を積極的に行うことが期待されています。そのためには、幼稚園教育要領や保育所保育指針等に基づき、乳幼児が絵本や物語に親しむ活動を積極的に行うことが期待されます。

乳幼児が絵本や物語に親しむ機会を確保する観点から、安心して図書に触れることができるようなスペースの確保に努め、図書館の協力を得て発達の段階に応じた図書を選定したり、保護者・ボランティア等と連携協力して図書の整備を図ったりすることが必要です。

また、異年齢交流において小中学生が幼稚園、保育所等の乳幼児に読み聞かせを行うなど、子どもが絵本や物語に触れる機会が多様になるよう工夫することも重要です。

こうした観点から、4つの事業に取り組んでいきます。

【4事業】

施策・事業項目	施策・事業の内容	所管課
幼稚園・保育所・認定こども園等の児童向け図書の充実	72 絵本コーナー等における児童向け図書の充実に努める。	こども企画課 幼保支援課 幼保運営課

幼稚園・保育所・認定こども園等におけるおはなし会の実施	73 幼稚園・保育所・認定こども園等におけるボランティア等によるわらべ歌や読み聞かせ、お話(ストーリーテリング)等の支援に努める。 (再掲49)	(中央図書館) (地区図書館) こども企画課 幼保支援課 幼保運営課
	74 幼稚園・保育所・認定こども園等における絵本を中心とした読み聞かせの充実に努める。	幼保支援課 幼保運営課
交流による読み聞かせの実施	75 幼稚園・保育所・認定こども園等と小・中・特別支援学校とが連携し、児童生徒による交流読み聞かせを実施する。	こども企画課 幼保支援課 幼保運営課 (教育指導課)

(2) 小・中・高等学校等の役割

①小学校・中学校、高等学校等における役割

新学習指導要領では、学習の基盤となる言語能力を育成するため、各学校において、学校生活全体における言語環境を整えるとともに、国語科を要として、各教科等の特質に応じた言語活動を充実すること、あわせて言語能力を向上させる重要な活動である読書活動を充実させることが示されています。

具体的には、各教科等において、学校図書館の機能を計画的に利活用し、「主体的・対話的で深い学び(アクティブ・ラーニング)」の視点から、授業改善を図るとともに、児童生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実することが求められています。

②障害のある子どもの読書活動

障害のある子どもは、特別支援学校のみならず、通常の学級にも在籍していることを踏まえ、全ての学校において障害のある子どももまた豊かな読書活動を体験できるよう、学習指導要領等に基づき、一人一人の教育

的ニーズに応じた様々な形態の図書館資料の整備、点字図書や音声図書など視聴覚・情報機器の活用、選書や環境、読み聞かせの工夫など自発的な読書活動を促す指導を推進します。

(3) 学校図書館における役割

学校図書館は学校教育において欠くことのできない基礎的な設備で

①児童生徒の読書活動や児童生徒の読書指導の場である「読書センター」としての機能

②児童生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能

③児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を有しています。

特に、本計画では、情報センターとしての機能を強化させるためにより円滑な図書資料の管理及び近隣学校や図書館等との連携を行います。

また、これからの学校図書館には、読書活動における利活用に加え、様々な学習・指導場面での利活用を通じて、子どもたちの言語能力、情報活用能力、問題解決能力、批判吟味力等の育成を支え、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を効果的に進める基盤としての役割が期待されています。

さらに、学校図書館は、可能な限り児童生徒や教職員が最大限自由に利活用できるよう、また、一時的に学級になじめない子どもの居場所となり得ること等も踏まえ、必要に応じ、地域の様々な人々の参画も得ながら、児童生徒の登校時から下校時までの開館に努めています。加えて、蔵書の貸出を促進し、子どもに本を借りることを習慣化させる取組を行います。

これらを含め、各学校は、「学校図書館ガイドライン」「学校図書館図書整備5か年計画」を参考に、学校図書館の整備充実を進めていきます。

本市においては、学校図書館法により12学級以上の学校に配置すること

とされている司書教諭は100%設置、学校司書（学校図書館指導員）についても市立小・中・特別支援学校のすべてに配置しています。

司書教諭、学校司書（学校図書館指導員）を核としながら、すべての教職員が学校図書館の活用や日々の読書指導の充実により、子どもの読書活動を推進していくために、また、学校種間の接続期に置いて、生活の変化等により子どもが読書から遠ざかる傾向があることに留意しつつ学校種間の連携による切れ目のない取組ができるよう、各校における校内研修や研究会等を通じ、教職員間の連携の促進や読書指導に関する研究協議、先進的な取組例の紹介など、教職員の意識の高揚や指導力の向上を図ります。

こうした観点から、15の事業を展開し、各学校での読書活動を推進していきます。

【15事業】

施策・事業項目	施策・事業の内容	所管課
学校でのおはなし会の実施	76 教職員や保護者・地域のボランティア、児童生徒による読み聞かせやブックトーク等、多様な読書活動を推進する。	教育指導課
調べ学習の充実	77 調べ学習等に要する資料を収集・提供するとともに、一人一人に対応する支援・指導を推進する。	教育指導課
全校一斉読書活動等の推進	78 学校の実態に合わせ、教育課程に朝読書を位置づける等、全校や学年での読書の習慣化を図る活動を一層推進する。	教育指導課
多様な読書活動への取組の実施	79 読書のきっかけや本の理解を深めることにつながるため、子どもが相互に図書を紹介し、様々な分野の図書に触れる機会として、本の帯やポップづくり、読書会、ペア読書、お話(ストーリーテリング)、ブックトーク、アニメーション、ビブリオバトル(※)などの多様な読書活動を推進する。	教育指導課

※読書会…数人で集まり、本の感想を話し合う活動。その場で同じ本を読む、事前に読んでくる、一冊の本を順番に読む等、様々な方法がある。本の新たな魅力に気づき、より深い読書につなげることができる。

ペア読書…二人で読書を行うものであり、家族や他の学年、クラス等様々な単位で一冊の本を読み、感想や意見を交わす活動。読む力に差がある場合も相手を意識し、本を共有することにつながるることができる。

アニメーション…読書へのアニメーションとは、子どもたちの参加により行われる読書指導のことであり、読書の楽しさを伝え自主的に読む力を引き出すために行われる。ゲームや著者訪問等、様々な形がある。

ビブリオバトル(書評合戦)…発表者が読んで面白いと思った本を一人5分程度で紹介し、その発表に関する意見交換を2～3分程度行う。全ての発表が終了した時にどの本が一番読みたくなったかを参加者の多数決で選ぶ活動。ゲーム感覚で楽しみながら本に関心を持つことができる。

読書月間の設置	80 学校の実態に応じて、年2回の読書月間を設置し、読書に親しみ、成果発表の場となる行事の開催を推進する。	教育指導課
読書祭の開催	81 読書の発展として、読んだ本を朗読劇や紙芝居にするなどの多様な読書紹介・読書発表会等、意識を高める活動を推進する。	教育指導課
学校における読書活動の充実推進	82 魅力ある学校図書館づくりとして、司書教諭・学校図書館主任と学校図書館指導員が協力して適切な図書の紹介・図書館の環境整備などを推進するとともに、図書委員等の子どもが学校図書館の運営に主体的に関わり、学校図書館を利用して読書を広める活動を行う。	教育指導課
学校図書館情報ネットワークシステムの整備推進	83 学校図書館資料のデータベース化とコンピュータ機器の整備を検討する。	教育指導課 教育センター
学校図書館の活用	84 放課後や長期休業中などにおける、学校図書館の活用を検討する。	教育指導課 生涯学習振興課
学校図書館資料の充実	85 「豊かな心を育てる図書」や「調べ学習に対応する図書」等の図書資料をバランスよく長期的な計画に基づいて整備し、効果的な活用を推進する。	教育指導課
特別支援学級・特別支援学校等での図書等の整備	86 一人一人に応じた図書と、図書コーナーの充実を推進する。	教育指導課
各種研修等の充実	87 教職員の各種研修会における読書活動関連研修の充実に努める。 ※司書教諭研修・学校図書館主任研修・学校図書館指導員研修・初任者研修・教職員研修等	教育職員課 教育指導課 教育センター 中央図書館
学校間、学校と図書館間の相互貸借システムの構築	88 学校間、学校と図書館間での資料の活用を図るため、情報共有や相互貸借できるシステム構築の実現に向けて調査・検討する。	教育指導課 教育センター (中央図書館)
学校間、学校と図書館間の配送サービスの構築	89 学校間、学校と図書館間における資料の配送方法等、物流システムの構築に関して調査・検討する。	教育指導課 (中央図書館)

交流による読み聞かせの実施(再掲)	90 幼稚園・保育所・認定こども園等と小・中・特別支援学校とが連携し、児童生徒による交流読み聞かせを実施する。(再掲75)	(こども企画課) (幼保支援課) (幼保運営課) 教育指導課
-------------------	---	---

4 家庭・地域・学校等との連携

子どもの読書活動を推進するためには、家庭、地域、学校等の団体がそれぞれの役割を自覚し、お互いに連携、協力しながら一体となって取組を推進することで、相乗効果が発揮されます。

そのためには、保護者や地域住民、ボランティア等の地域の人材の協力を得るとともに、子どもがいつでもどこでも必要な本や、本についての情報が得られるよう、子どもの読書活動の推進に関する様々な活動が十分行われるための支援をしていくことも必要です。

また、本市の特徴として、自発的に活動している文庫が多数存在し、さらに、文庫連絡協議会を組織していることが挙げられます。これは貴重な地域資源であり、市民協働の好例として、図書館と文庫との一層の連携が求められます。

このような中、図書館には、子どもの読書活動を推進する中心的な役割を果たすことが求められており、単独では実施や継続が困難な取組のサポートや、新たな連携のコーディネートを積極的に行っていく必要があります。

こうした観点から、2つの新規事業を含む16の事業を推進していきます。

【16事業】

施策・事業項目	施策・事業の内容	所管課
ファミリーブックタイム運動の推進(再掲)	91 保護者が子どもに読み聞かせをしたり、家族で読書に親しんだりする時間をつくるよう呼びかける運動(ファミリーブックタイム運動)を推進するため、新就学児及び4か月児健診用のファミリーブックタイム事例集を配布する。また、これから保護者になる男性を対象に、妊娠・出産・子育てに関する基礎知識や、男性のための子育て情報等を掲載している「イクメンハンドブック(冊子)」に、ファミリーブックタイム運動について記載し、配布する。(再掲4、24)	中央図書館 地区図書館 健康支援課 保健福祉センター健康課 幼保支援課 教育指導課

学校図書館への支援 (再掲)	92 図書館の団体貸出の利用促進のため、学校図書館へのリーフレット配布や、団体貸出資料について利用方法の案内や見学会の実施を更に充実させていく。(再掲45)	中央図書館 教育指導課
	93 【新規】図書館のセット貸出・団体貸出以外の図書資料を市内小・中・特別支援学校等で活用する仕組みづくりとして、団体貸出用カードとは別に各学校レファレンス用のカードを配布し利用の促進を図る。(再掲46)	中央図書館
市内小学校を対象とする図書館利用の促進(再掲)	94 図書館職員が市内の小学校を訪問し、図書館の利用案内を行う。(再掲47)	中央図書館 地区図書館
見学や職場体験の受入れ(再掲)	95 子どもたちが図書館の役割や仕事の内容を学ぶことができるよう図書館内の見学や職場体験を受け入れ、資料検索、図書館の利用方法、おはなし会やブックトークの実施等を行う。(再掲8)	中央図書館 地区図書館 教育指導課
放課後子ども教室でのおはなし会の実施(再掲)	96 放課後子ども教室において、地域おはなしボランティア等によるおはなし会を実施する。(再掲54)	生涯学習振興課 中央図書館 地区図書館
ボランティア研修の実施	97 ブックスタート事業の推進に向けてのボランティア研修会を実施する。	健康支援課 保健福祉センター健康課
学校間、学校・図書館間の相互貸借システムの構築(再掲)	98 学校間、学校と図書館間での資料の活用を図るため、情報共有や相互貸借できるシステム構築の実現に向けて調査・検討する。(再掲88)	教育指導課 教育センター 中央図書館
学校間、学校と図書館間の配送サービスの構築(再掲)	99 学校間、学校と図書館間における資料の配送方法等、物流システムの構築に関して調査・検討する。(再掲89)	教育指導課 中央図書館

図書館と公民館図書室との選書情報の交流	100 図書館の児童選書会での資料、公民館用選書リスト等の提供と活用を図る。	生涯学習振興課 中央図書館
学校と図書館との交流会の実施	101 司書教諭・学校図書館教育主任や学校図書館指導員と図書館職員との交流会を開催する。	教育指導課 中央図書館 地区図書館
【新規】学校図書館運営委員会と図書館等との連携	102 【新規】学校図書館運営委員会において、図書館・公民館職員から助言をもらう等、学校図書館と図書館や公民館図書室が連携して子ども読書活動の推進を図る。	教育指導課 生涯学習振興課 中央図書館 地区図書館
団体貸出用図書の充実(再掲)	103 学校向け団体貸出資料の充実に努める。(再掲42)	中央図書館
	104 文庫や子どもルーム、幼稚園・保育所・認定こども園等への団体貸出用図書の充実に努める。(再掲43)	中央図書館
読書まつりの実施(再掲)	105 学校や地域と連携し、市民の読書への関心を高めるため、子どもの読書活動に関する各種イベントを実施する。(再掲17)	中央図書館 地区図書館
図書資料等の有効活用(再掲)	106 図書館の不用図書等を活用して、公民館・コミュニティセンターの図書室や子どもルーム、学校、幼稚園・保育所・認定こども園等の資料の充実に努める。(再掲48)	中央図書館 地区図書館 市民総務課 健全育成課 幼保支援課 幼保運営課 生涯学習振興課

5 子どもの読書活動に関する理解と普及

子どもの読書活動を推進するためには、身近な大人が改めて読書活動の意義について理解を深め、推進する気運を高めることが重要です。子ども読書活動推進に向けた様々な施策、事業を知ってもらい、理解を得て、利活用されなければ意味がありません。大人が理解と関心を持つことで、子どもの読書意欲を高め、習慣づけることにつながります。

そのため、「子ども読書の日」や「文字・活字文化の日」など、様々な機会をとらえて、子どもや保護者をはじめ、担い手や行政各課を通じて、市民への子どもの読書活動の意義や優れた取組についての幅広い広報を行っていくことが必要です。

こうした啓発や広報活動を着実に推進するため、1つの新規事業を含む27の事業に取り組んでいきます。

【27事業】

施策・事業項目	施策・事業の内容	所管課
子育て応援コーナーの設置	107 千葉市の子育て支援施設や制度に関するリーフレット等を集め情報提供する他、子育てに役立つ図書等を展示・紹介する「子育て応援コーナー」を設置する。	中央図書館 地区図書館
読書手帳の配布 (再掲)	108 子どもが読書に親しむきっかけを作るとともに、親子のふれあいや家庭での読書の習慣付けを図るため、「読書手帳」を年長及び小学生に配布する。(再掲1)	中央図書館 教育指導課
ファミリー読書月間の実施 (再掲)	109 定期的に読書活動に対する興味を喚起することで、親子が本に親しむ習慣をつけるきっかけとし、子どもと保護者の読書活動の推進を図るため、毎年10月及び11月を「ファミリー読書月間」とする。(再掲6)	中央図書館
子どもの読書活動の推進に資する各種講座の実施 (再掲)	110 子どもと保護者等を対象に、子ども向けの本の紹介や子どもに読書の楽しさを伝えられるような講座の実施を通じ、本に関する情報提供や、家庭への読書啓発を行う。(再掲2、18)	中央図書館

	111 関心のある市民を対象に、子どもの読書活動に関する講座を実施する。(再掲19)	中央図書館 地区図書館
	112 図書館出張講座(絵本講座や移動図書館の活用等)を実施する。(再掲20)	中央図書館 地区図書館
	113 図書館の資料を使った工作、科学遊びやブックトーク等を行い、絵本や文学以外の資料も紹介する。(再掲21)	中央図書館 地区図書館
各種広報誌紙等を通しての啓発・情報発信	114 家庭教育資料「家庭教育応援します～親ナビ@高学年.ちばし～」等を活用する。	健全育成課
	115 「こどものページ」を活用し、レファレンスの充実や情報の発信に努める。(再掲23)	中央図書館
	116 学校だより・学校図書館だより等を通しての情報発信を推進する。	教育指導課
情報提供の充実・強化	117 パンフレット配布による情報提供に努める。 ※母子保健事業の中で、啓発用パンフレットや保護者に読んでほしい図書のリスト・図書館等で実施するおはなし会等の案内書の配布をする。	健康支援課 保健福祉センター健康課
	118 保健福祉センターに情報掲示コーナーを設置する。 ※おはなし会や子どもに読ませたい図書、保護者に読んでほしい図書のリスト等を、情報掲示コーナーを設置し啓発に努める。	健康支援課 保健福祉センター健康課
	119 コミュニティセンター利用サークルへの情報提供に努める。 ※コミュニティセンターを利用している幼児・育児サークルに対して、パンフレット等の配布により情報を提供する。	市民総務課
	120 男女共同参画センターの利用者に向け、図書紹介コーナーを設置する。	男女共同参画課

推薦図書等の紹介	121 「よんでみよう」等ブックリストを作成し、ホームページに掲載するなど周知に努める。推薦図書リスト(新着図書等)を配布する。	中央図書館 地区図書館
外国人市民の子ども向けサービス	122 日本語を母語としない子どもに向けた資料情報を提供する。 ※やさしく分かりやすい日本語で書かれた資料情報を提供する。	中央図書館 地区図書館
ファミリーブックタイム運動の推進(再掲)	123 保護者が子どもに読み聞かせをしたり、家族で読書に親しんだりする時間をつくるよう呼びかける運動(ファミリーブックタイム運動)を推進するため、新就学児及び4か月児健診用のファミリーブックタイム事例集を配布する。 また、これから保護者になる男性を対象に、妊娠・出産・子育てに関する基礎知識や、男性のための子育て情報等を掲載している「イクメンハンドブック(冊子)」に、ファミリーブックタイム運動について記載し、配布する。 (再掲4、24、91)	中央図書館 地区図書館 健康支援課 保健福祉センター健康課 幼保支援課 教育指導課
子ども読書の日等関連行事の実施(再掲)	124 子ども読書の日を中心に、時節をとらえ推薦図書の展示を実施する。(再掲14)	中央図書館 地区図書館
子ども向けイベントの実施(再掲)	125 「親子探検ツアー」、「一日図書館員」事業や、地域の施設、団体との連携事業を実施し、図書館への理解や親しみを深める。 (再掲15)	中央図書館 地区図書館
	126 児童・青少年を対象に、同世代で本を薦め合うなど、主体的に参加して、楽しみながら読書に親しむ事業(心に残る一冊を紹介する「本だいすき」等)や近隣小中学校の図書委員等と連携した事業を実施する。(再掲16)	中央図書館 地区図書館
読書まつりの実施(再掲)	127 学校や地域と連携し、市民の読書への関心を高めるため、子どもの読書活動に関する各種イベントを実施する。(再掲17、105)	中央図書館 地区図書館
学校図書館への支援(再掲)	128 図書館の団体貸出の利用促進のため、学校図書館へのリーフレット配布や、団体貸出資料について利用方法の案内や見学会の実施を更に充実させていく。(再掲45、92)	中央図書館 教育指導課

	129 【新規】図書館のセット貸出・団体貸出以外の図書資料を市内小・中・特別支援学校等で活用する仕組みづくりとして、団体貸出用カードとは別に各学校レファレンス用のカードを配布し利用の促進を図る。(再掲46、93)	中央図書館
公民館事業の実施	130 家庭教育学級などの主催事業の中で、子どもの読書の必要性や意義など、子ども読書活動に関する理解や関心の普及に努める。	生涯学習振興課
講座での周知・啓発	131 男女共同参画センターで実施する子育て講座参加者等に対し、パンフレットなどを通じ、子どもの読書活動の周知・啓発に努める。	男女共同参画課
保護者・職員等の啓発研修の促進	132 PTA、保護者会、職員の研修会等において、子どもの読書活動の重要性等について啓発する。	教育指導課 幼保運営課
参加型の啓発活動の工夫	133 学校単位でPTAや保護者会に協力を依頼し、図書の整理・修繕等のボランティア活動の実施を推進する。	教育指導課

6 推進体制の整備

第1次計画において「本計画を実効性のあるものとするため、進捗状況を確認し、必要な修正を加えながら総合的・継続的に展開するための組織」として庁内に設置した、「千葉市子ども読書活動推進会議」とその下部組織である担当者会議を活用し、引き続き計画の積極的な推進と管理を行います。

【1事業】

施策・事業項目	施策・事業の内容	所管課
千葉市子ども読書活動推進会議及び担当者会議の活用	134 本計画の事業の推進を図るため、事業の進捗管理を行うとともに、計画全体について総合的・継続的に協議し、必要な修正を加えるなどの執行管理を行う。	中央図書館

巻末資料

(子どもの読書関係資料)

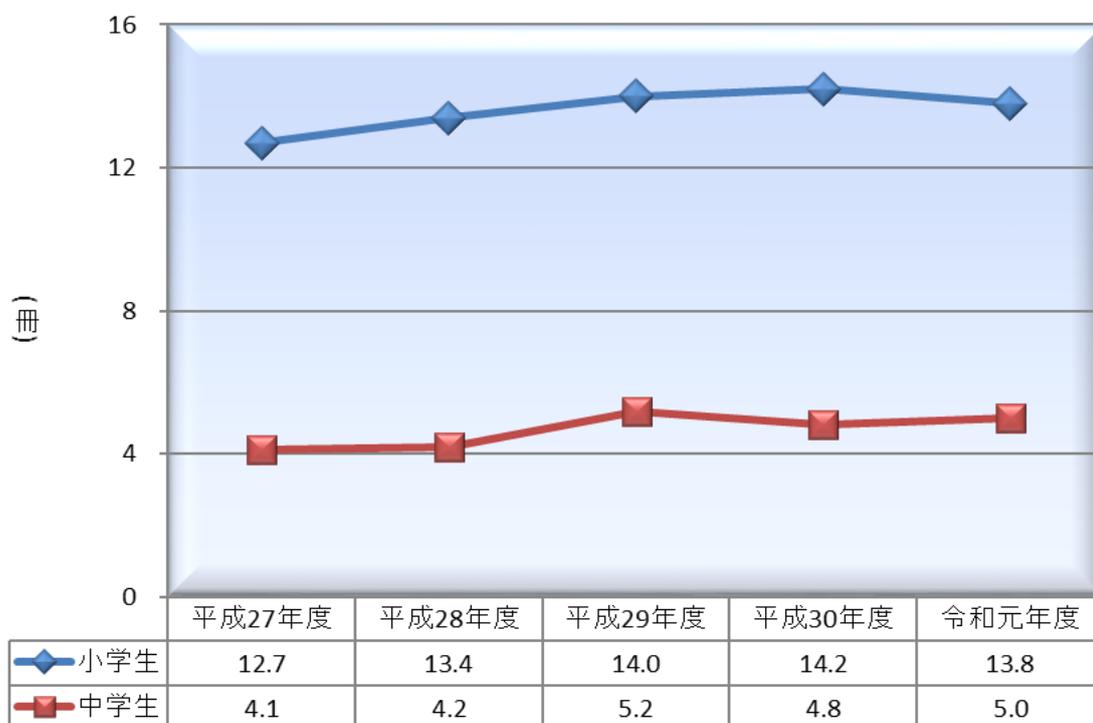
- 1 市立学校関係データ
- 2 市立図書館等関係データ

(法令関係等資料)

- 子どもの読書活動の推進に関する法律
- 文字・活字文化振興法
- 千葉市子ども読書活動推進会議設置要綱

1 市立学校関係データ

(1) 児童生徒の一人当たり2週間の平均読書冊数の推移

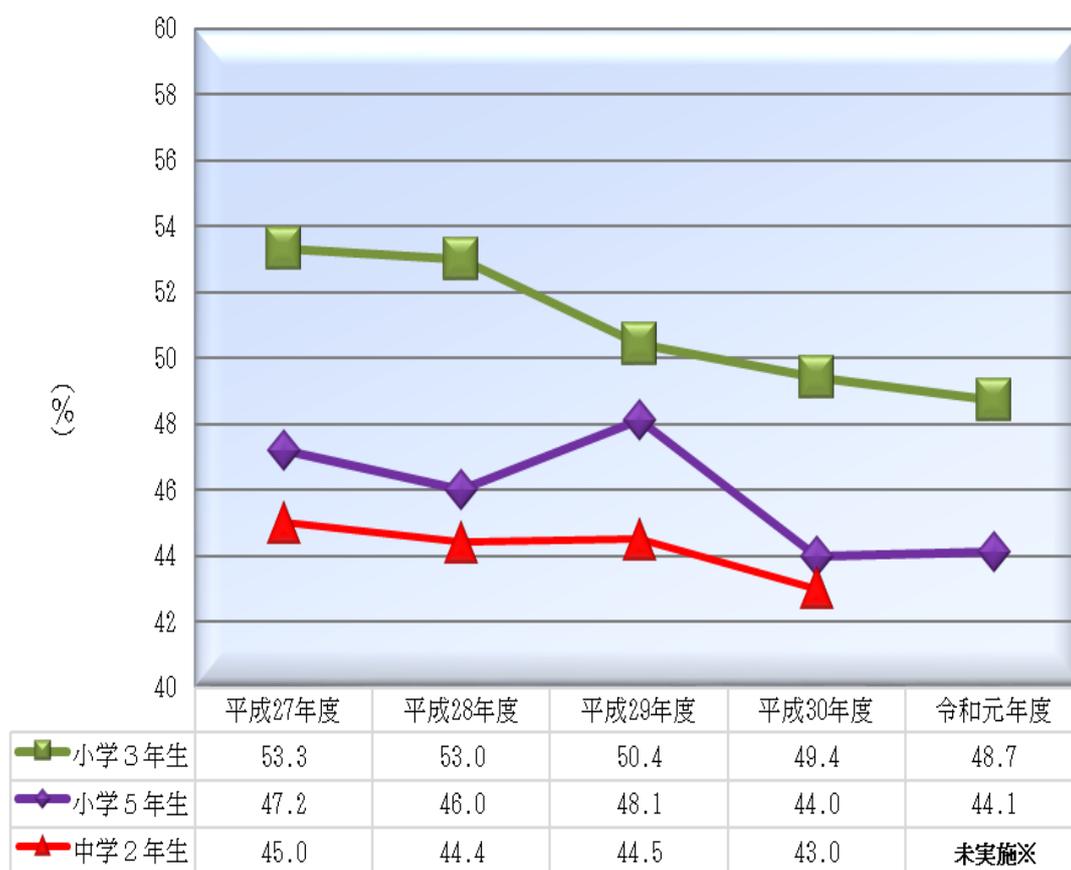


(2) 市立小・中学校における全校一斉読書実施校の割合の推移

(%)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
小学校	99.1	100.0	99.1	95.5	92.8
中学校	94.5	96.4	98.2	98.2	98.2

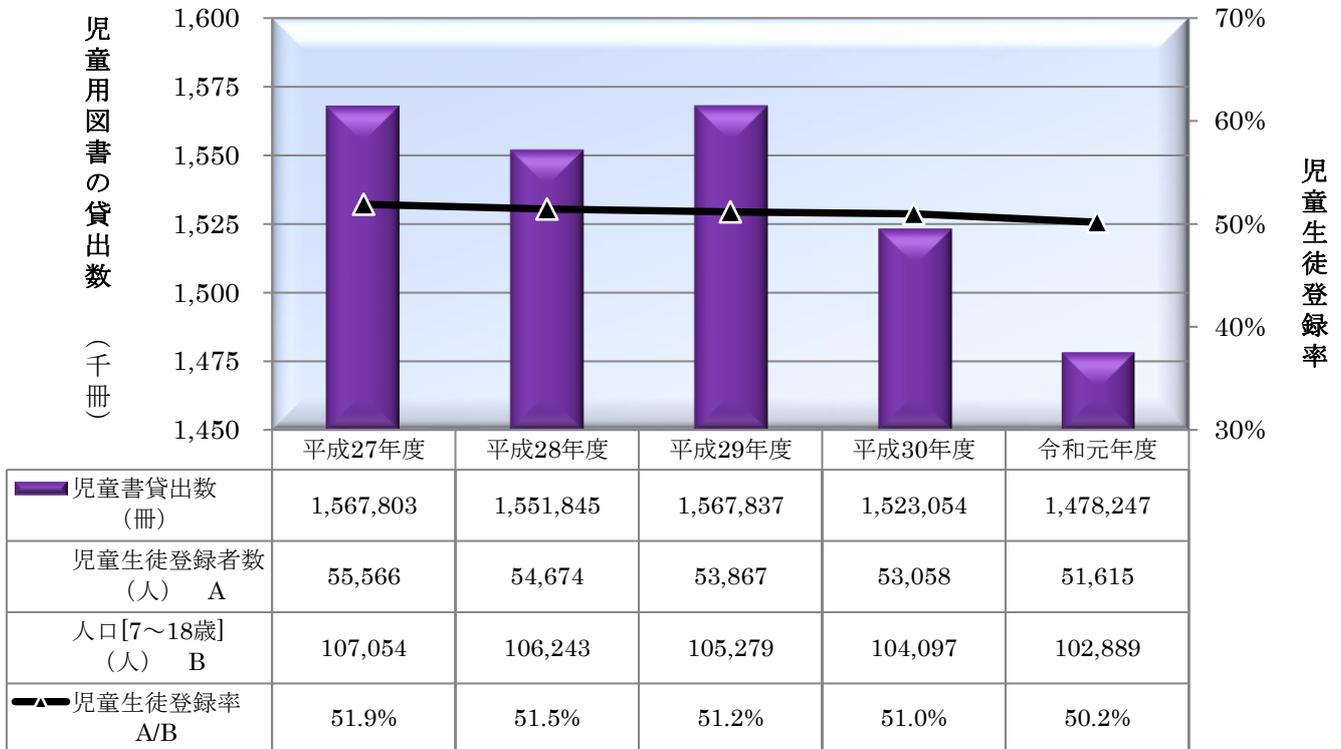
(3) 1週間に1時間以上読書をした児童生徒の割合



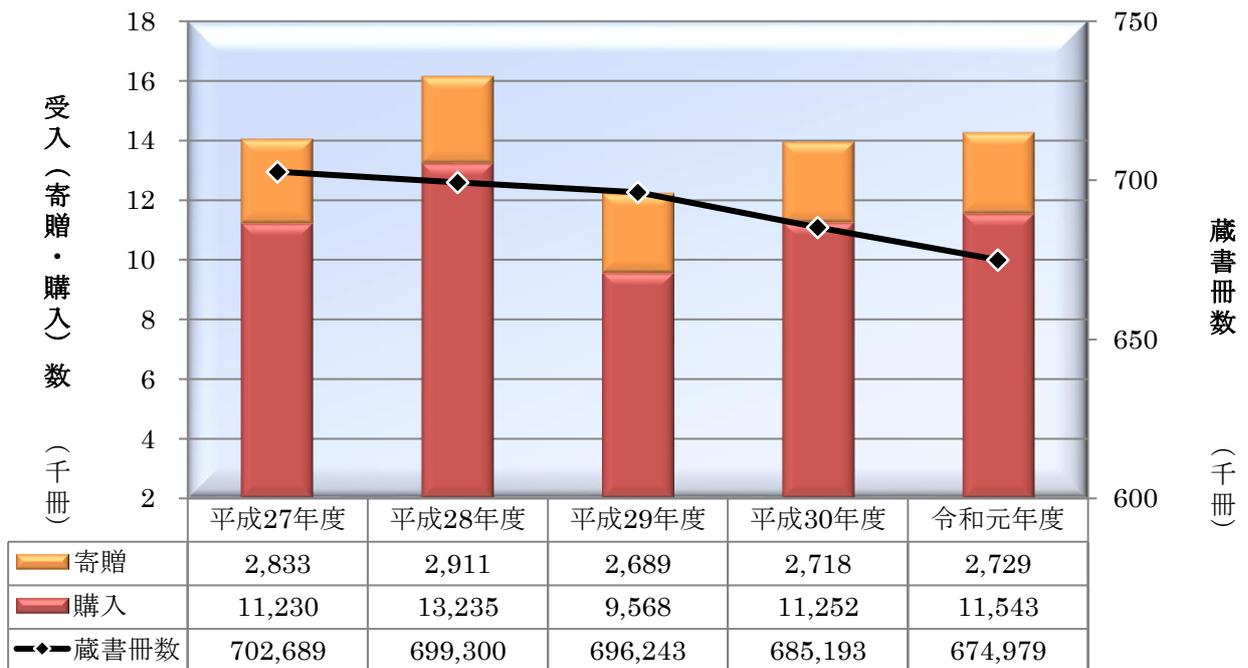
※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止による休校措置のため未実施。

1 市立図書館等関係データ

(1) 市立図書館等の児童生徒登録率と児童用図書の出冊数の推移



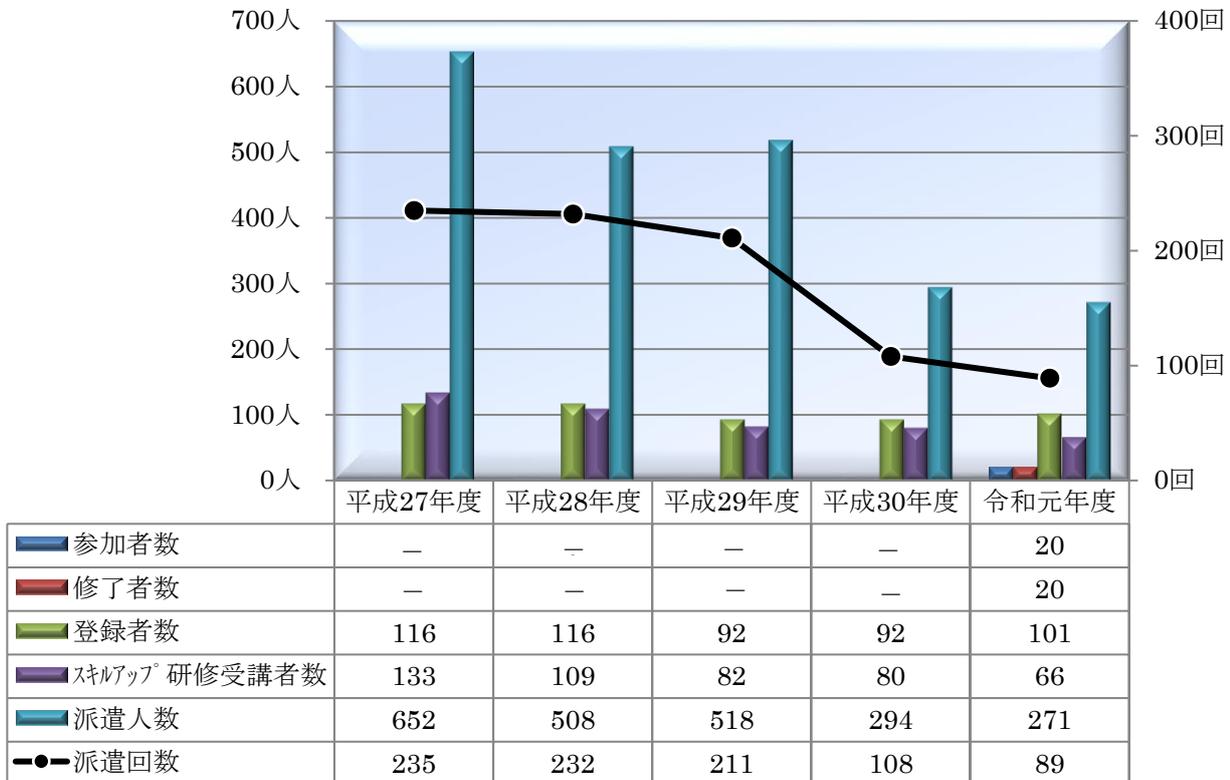
(2) 市立図書館の児童用図書の蔵書数と受入数の推移



(3) 市立図書館等のおはなし会の開催回数と参加者数の推移



(4) 千葉市地域おはなしボランティアの養成と活動状況の推移



※令和元年度の地域おはなしボランティアの養成は臨時開催。

(5) 市立図書館の障害者サービス資料蔵書数の推移



(6) 団体貸出用資料の貸出冊数

(冊、校、団体)

年 度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
小 学 校	学 校 総 数	112	112	111	111	111
	利 用 学 校 数	78	80	66	72	66
	貸 出 冊 数	15,258	14,880	13,181	13,784	11,310
中 学 校	学 校 総 数	55	55	55	55	55
	利 用 学 校 数	17	11	17	19	19
	貸 出 冊 数	1,231	1,230	1,570	2,460	1,952
そ の 他	その他の学校	幕張インターナショナルスクール 1校 (620冊)	幕張インターナショナルスクール 1校 (367冊)			
文 庫	登 録 団 体 総 数	24	24	21	19	19
	利 用 団 体 数	17	17	17	16	15
	貸 出 冊 数	4,743	4,611	5,097	4,635	4,267
子 ども ルーム ・ 読 書 会	登 録 団 体 総 数	25	19	22	23	29
	利 用 団 体 数	17	14	14	14	19
	貸 出 冊 数	4,307	2,647	2,729	2,488	2,976

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日法律第百五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。
(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

文字・活字文化振興法

(平成十七年七月二十九日法律第九十一号)

(目的)

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの(以下この条において「文章」という。)を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

- 2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。
- 3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力(以下「言語力」という。)の涵養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
- 4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

千葉市子ども読書活動推進会議設置要綱

(設置)

第1条 千葉市子ども読書活動推進計画を実効性のあるものとするため、進捗状況を確認し、必要な修正を加えながら総合的・継続的に展開する組織として、千葉市子ども読書活動推進会議（以下「推進会議」という）を設置する。

(組織)

第2条 推進会議は、別表第1に掲げる者をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第3条 推進会議に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、生涯学習部長をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、学校教育部長及び中央図書館長をもって充てる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第4条 推進会議は、必要に応じて委員長が招集する。

(担当者会議)

第5条 推進会議の事務を調整するため担当者会議を設置する。

2 担当者会議は、中央図書館管理課長、教育指導課長及び別表2に掲げる課等に所属するもののうち当該課等の長が指定する者をもって組織する。

3 担当者会議に座長及び副座長を置く。

4 座長は、中央図書館管理課長、副座長は、教育指導課長をもって充てる。

(事務局)

第6条 推進会議の事務局を中央図書館管理課に置く。

(委任)

第7条 この要綱で定めるもののほか、推進会議の運営に関して必要なことは、委員長が別に定める。

附 則 1 この要綱は、平成16年5月28日から施行する。

附 則 1 この要綱は、平成22年5月26日から施行する。

附 則 1 この要綱は、平成23年5月25日から施行する。

附 則 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

教育委員会事務局	生涯学習部長、学校教育部長、中央図書館長、総務課長、企画課長、教育職員課長、教育指導課長、教育センター副所長、生涯学習振興課長、中央図書館管理課長、中央図書館情報資料課長
市民局	市民総務課長、男女共同参画課長
保健福祉局	健康支援課長
こども未来局	こども企画課長、健全育成課長、幼保支援課長、幼保運営課長

別表第2（第5条関係）

教育委員会事務局	総務課、企画課、教育職員課、教育指導課、教育センター、生涯学習振興課、中央図書館管理課、中央図書館情報資料課
市民局	市民総務課、男女共同参画課
保健福祉局	健康支援課
こども未来局	こども企画課、健全育成課、幼保支援課、幼保運営課



千葉県子ども読書推進計画（第4次）

発行/令和3（2021）年3月

千葉県教育委員会生涯学習部中央図書館

〒260-0045千葉県中央区弁天3丁目7番7号

TEL043-287-3980